

第 6362 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 1月21日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

♠ 新生命保険契約等と介護医療保険契約等が一体の保険

Q：被保険者がケガや病気で手術や入院した場合に給付金が支払われる保険に、被保険者が健康還付給付金支払基準日に生存していた場合又はその基準日の前日までに死亡した場合に給付金が支払われるという特則が付いた保険に加入しました。この保険の保険料は、生命保険料控除を適用する場合、どのように取り扱われますか？保険料は、本則部分と特則部分と区分することができません。

A：新生命保険料(一般の生命保険料)に該当するものとして取り扱われます。

【解説】

お尋ねの保険は、本則と健康還付特約が一体となって効力を有する一の保険契約であり、保険料が本則に係る保険料と健康還付特則に係る保険料を区分することができないものであるところ、被保険者が健康還付給付金支払基準日に生存していた場合に健康還付給付金を支払うこととされていることから、人の生存に関し一定額の保険金又は給付金を支払う保険契約に該当し、特定介護医療保険契約からは除かれることとなります。

したがって、この保険に係る保険料は、特定介護医療保険契約以外の保険料に該当することから、新生命保険料(一般の生命保険料)に該当することとなります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】